



熊本県公報

号外 第 4 5 号
平成 24 年 10 月 9 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例	
○熊本県税条例の一部を改正する条例	(税務課) 2
○熊本県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例	(健康危機管理課) 2
○熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例	(医療政策課) 3
○熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	(男女参画・協働推進課) 6
○熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例	(産業人材育成課) 7
○東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例	(人事課) 9
○熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例	(警察本部組織犯罪対策課) 10
規 則	
○熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則	(男女参画・協働推進課) 11

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県税条例の一部を改正する条例

- 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。(附則第 13 条の 2 関係)
- 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 16 条第 1 項に規定する経営基盤強化計画の廃止に伴い、関係規定を整備することとした。(附則第 16 条関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例

- 食品衛生法施行令(昭和 28 年政令第 229 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 29 条第 1 項の規定により県が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準について定めることとした。(第 2 条及び第 3 条関係)
- この条例は、公布の日から施行することとした。

◇熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例

- 介護老人保健施設の入所定員数、特定の利用者が想定される病床、特定の目的に利用される病床等の数を補正する基準を規定することとした。(第 3 条、第 4 条関係)
- 病院や診療所に専属の薬剤師を配置する基準を規定することとした。(第 5 条関係)
- 病院の従業者(薬剤師、看護師、准看護師、看護補助者、栄養士、診療放射線技師、事務員並びに療養病床を有する病院の理学療法士、作業療法士)の員数の基準を規定することとした。(第 6 条関係)
- 病院の施設(消毒施設及び洗濯施設、談話室、食堂並びに浴室)及びその構造の基準を規定することとした。(第 7 条関係)
- 療養病床を有する診療所の従業者(看護師、准看護師及び看護補助者並びに事務員その他の従業者)及びその員数の基準を規定することとした。(第 8 条関係)
- 療養病床を有する診療所の施設(談話室、食堂及び浴室)及び構造の基準を規定することとした。(第 9 条関係)
- この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。
- この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。(附則第 2 条関係 - 附則第 10 条関係)

◇ 熊本県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

- 1 外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の廃止及び住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。（第 2 条関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇ 熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例

- 1 県が設置する職業能力開発校が行う普通課程及び短期課程の普通職業訓練の基準について定めることとした。（第 3 条、第 4 条関係）
- 2 県が設置する職業能力開発短期大学校が行う専門課程及び専門短期課程の高度職業訓練の基準について定めることとした。（第 5 条、第 6 条関係）
- 3 公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練に関する基準について定めることとした。（第 7 条関係）
- 4 公共職業能力開発施設で行う職業訓練とみなして行うことができる職業訓練に関する基準について定めることとした。（第 8 条関係）
- 5 無料とする公共職業訓練の基準について定めることとした。（第 9 条関係）
- 6 普通職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準について定めることとした。（第 10 条関係）
- 7 高度職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準について定めることとした。（第 11 条関係）
- 8 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとした。

◇ 東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

- 1 支給対象となる作業の新設及び手当の額を改正することとした。（第 1 条関係、附則第 3 条関係）
- 2 原子力災害対策特別措置法の一部改正に伴い、「第 20 条第 3 項」を「第 20 条第 2 項」に改めることとした。（第 1 条関係）
- 3 関係規定の整備を行うこととした。（第 1 条、附則第 3 条関係）
- 4 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2 は、原子力規制委員会設置法（平成 24 年法律第 47 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

◇ 熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。（第 3 条関係）
- 2 この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 53 号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

条 例

熊本県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 24 年 10 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 51 号

熊本県税条例の一部を改正する条例
熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）の一部を次のように改正する。
附則第 13 条の 2 第 1 号中「第 9 条第 5 項」を「第 9 条第 6 項」に改める。
附則第 16 条第 4 号を削る。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例をここに公布する。
平成 24 年 10 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 52 号

熊本県食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例
（趣旨）
第 1 条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 29 条第 1 項の規定により県が設置する食品衛生検査施設（以下「検査施設」という。）の設備及び職員の配置の基

準について定めるものとする。

(検査施設の設備の基準)

- 第2条 検査施設には、次に掲げる設備を備えるものとする。
- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等
- (2) 純水装置、定温乾燥器、デンプフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養装置、恒温槽、その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具

(検査施設の職員の配置の基準)

- 第3条 検査施設には、食品衛生法施行令第8条第3項に規定する検査又は試験のために必要な職員を置くものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例をここに公布する。

平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第53号

熊本県病院及び診療所の人員、施設等の基準に関する条例

(趣旨)

- 第1条 この条例は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の規定に基づき、病院及び診療所の人員、施設等の基準を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この条例において使用する用語は、法及び医療法施行令（昭和23年政令第326号）で使用する用語の例による。

(既存病床数等の補正の基準)

- 第3条 法第7条の2第1項又は第2項の規定による申請がされた場合において、当該申請に係る病床の種別に応じ法第30条の4第2項第9号及び第10号に規定する区域に於ける既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、法第7条の2第4項の規定により次々とおり補正を行うものとする。

- (1) 次のアからオまでに掲げる病院又は診療所の病床については、病床の種別ごとに既存の病床数又は当該申請に係る病床数に、当該病床の利用者のうち当該アからオまでに掲げる病院又は診療所の区分に応じ当該アからオまでに定める者の数を当該病床の利用者の数で除して得た数（その数が0.05以下であるときは、0）を乗じて得た数を既存の病床数及び当該申請に係る病床数として算定すること。
- ア 国の開設する病院又は診療所であつては、官庁、総務省、法務省、財務省、林野庁又は防衛省が所管するもの職員の職及びそれらの家族以外の者
- イ 独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院又は診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被ったもののみの診療を行うもの業務上の災害を被った労働者以外の者
- ウ 特定の事務所又は事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院又は診療所従業員及びその家族以外の者
- エ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設又は障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第6項に規定する療養介護を行う施設である病院入院患者以外の者
- オ 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第13条第3号に規定する施設である病院又は診療所入院患者以外の者

- (2) 放射線治療病室、無菌病室又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室（以下「治療室等」という。）の病床であつて、治療室等の入院患者が治療室等における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されている場合の治療室等の病床（以下「対応する専用病床を有する治療室等の病床」という。）については、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。

- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に0.5を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定すること。
- (4) 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床数に算定しないこと。
- (5) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第16条第1項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床（同法第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限る。）については、既存の病床数に算定しないこと。

- 2 既存の病床数の補正において、前項第1号アからオまでに定める者の数、同号アからオまでに掲げる病院又は診療所の病床の利用者の数及び対応する専用病床を有する治療室等の病床の数は、同項の申請があつた日直近の9月30日における数とする。この場合において、当該申請があつた日直近の9月30日に病院又は診療所の業務が行われていなかったときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と

- 機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等第 1 号を考慮して知らしめるべき事項が推定される数とする。
- 3 同有格、病が推定する数とす。第 4 条法第 7 条の 2 第 5 項の規定により既存の病床数を算定するに当たっては、介護老人保健施設の入所定員数に 0.5 を乗じて得た数を既存の療養病床の数とみなすものとする。
(専属薬剤師の配置の基準)
- 第 5 条法第 18 条の規定により専属の薬剤師を置かなければならない病院又は診療所は、病院又は医師が常時 3 人以上勤務する診療所とする。
(病院の人員の基準)
- 第 6 条法第 21 条第 1 項の規定により病院が有しなればならない薬剤師その他の従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 薬剤師 精神科病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を 150 で除して得た数と精神科外来患者に係る取扱い療養病床の数に係る病室の入院患者の数を 70 で除して得た数とを合算した数(その数に 1 に満たない端数を切り上げる。)
- (2) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を 4 で除して得た数(その数に 1 に満たない端数を切り上げる。)
- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を 4 で除して得た数(その数に 1 に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)
- (4) 栄養士 病床数 100 以上の病院にあっては、1
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた相当数
- (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実情に応じた相当数
- 2 前項の入院患者、外来患者及び取扱い方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。
(病院の施設及び構造の基準)
- 第 7 条法第 21 条第 1 項の規定により病院が有しなればならない施設及びその構造設備は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備とする。
- (1) 消毒施設及び洗濯施設(法第 15 条の 2 の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。) 蒸気、ガス又は薬品を用いる方法その他この方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものであること。(消毒施設を有する病院に限る。)
- (2) 談話室(療養病床を有する病院に限る。) 療養病床の入院患者同士又は入院患者及びその家族の談話に支障のない広さを有すること。
- (3) 食堂(療養病床を有する病院に限る。) 内のりによる測定で、療養病床の入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有すること。
- (4) 浴室(療養病床を有する病院に限る。) 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。
(療養病床を有する診療所の人員の基準)
- 第 8 条法第 21 条第 2 項の規定により療養病床を有する診療所が有しなればならない看護師その他の従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。
- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を 4 で除して得た数(その数に 1 に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数を 4 で除して得た数(その数に 1 に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)
- (3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた相当数
- 2 第 6 条第 2 項の規定は、前項第 1 号及び第 2 号に定める員数の算定について準用する。
(療養病床を有する診療所の施設及び構造の基準)
- 第 9 条法第 21 条第 2 項の規定により療養病床を有する診療所が有しなればならない施設及びその構造設備は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める構造設備とする。
- (1) 談話室 療養病床の入院患者同士又は入院患者及びその家族の談話に支障のない広さを有すること。
- (2) 食堂 内のりによる測定で、療養病床の入院患者 1 人につき 1 平方メートル以上の広さを有すること。

2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例をここに公布する。
平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第55号

熊本県職業能力開発校等で実施する職業訓練の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)の規定に基づき、法第16条第1項及び第2項の規定により県が設置する職業能力開発校及び職業能力開発短期大学校が実施する職業訓練の基準等について定めるものとする。(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(普通課程の普通職業訓練の基準)

第3条 普通課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) 訓練の対象者 職業教育法(昭和22年法律第26号)による中学校を卒業した者(以下「中学校卒業者」という。)若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者(以下「中等教育学校前期課程修了者」という。)若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者(以下「高等学校卒業者」という。)若しくはこれらと同等以上の学力を有する者(以下「中等教育学校卒業者」という。)若しくはこれらと同等以上の学力を有する者であること。

(2) 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要なる基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。

(4) 訓練期間 中学校卒業者若しくは中等教育学校前期課程修了者又はこれらと同等以上の学力を有する者(以下この項において「中学校卒業者等」という。)を対象とする場合にあっては2年、高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有する者(以下この項及び第5条第1項において「高等学校卒業者等」という。)を対象とする場合にあっては1年であること。ただし、訓練の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、1年以上4年以下の期間内であること。

(5) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間(以下「総訓練時間」という。)が中学校卒業者等を対象とする場合にあっては2,800時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあっては1,400時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、1年につきおおむね700時間とすることができる。

(6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

(7) 訓練生(訓練を受ける者をいう。以下同じ。)の数 訓練を行う1単位につき50人以下であること。

(8) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。

(9) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第21条第1項の規定による技能照査(以下「技能照査」という。)をもって代えることができる。

2 規則で定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、規則で定めるところにより行われるものとする。

(短期課程の普通職業訓練の基準)

第4条 短期課程の普通職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

(1) 訓練の対象者 職業に必要な技能(高度の技能を除く。次号において同じ。)及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

(2) 教科 その科目が職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

(3) 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

(4) 訓練期間 6月(訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあっては、1年)以下の適切な期間であること。

- (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができるものと認められるものであること。

(専門課程の高度職業訓練の基準)

第5条 専門課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 高等学校卒業者等であること。
- (2) 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。次条において同じ。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練期間 2年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、1年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。
- (4) 訓練時間 1年につきおおむね1,400時間であり、かつ、総訓練時間が2,800時間以上であること。
- (5) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができるものと認められるものであること。
- (6) 訓練生の数 訓練を行う1単位につき40人以下であること。
- (7) 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を1人以上配置すること。

ア 次のいずれかに該当する者

(ア) 博士若しくは修士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。第11条第1号において同じ。）を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者若しくは研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの又は学校教育法による大学若しくは職業能力開発総合大学校、職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、教授若しくはこれに相当する職員としての経歴を有する者

(イ) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発短期大学校若しくは職業能力開発短期大学校において准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者で、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

イ 研究所、試験所等に10年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

- (8) 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間1年以内ごとに1回行うこと。
- 2 規則で定めるところにより行うものとする。

(専門短期課程の高度職業訓練の基準)

第6条 専門短期課程の高度職業訓練に係る法第19条第1項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 訓練の対象者 職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- (2) 教科 その科目が職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- (3) 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができること。この場合においては、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
- (4) 訓練期間 6月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあっては、1年）以下の適切な期間であること。
- (5) 訓練時間 総訓練時間が12時間以上であること。
- (6) 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができるものと認められるものであること。

(公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる訓練)

第7条 法第15条の6第1項ただし書の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 主として知識を習得するために行われる職業訓練
- (2) 短期課程（短期間の訓練課程をいう。以下同じ。）の普通職業訓練に準ずる職業訓練
- (3) その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練（公共職業能力開発施設で行う職業訓練とみなして行うことができる訓練）

第8条 法第15条の6第3項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(無料とする公共職業訓練の基準)

第9条 法第23条第1項第3号の条例で定める職業訓練は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 職業能力開発校において行う短期課程の普通職業訓練（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）

(2) 障害者のみを対象として行う普通課程の普通職業訓練
 (3) 国の委託を受けて行う普通課程の普通職業訓練
 (普通職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準)
 第10条 法第28条第1項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は次の各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者）とす。規則で定める者に限る。）とする。
 (1) 法第28条第1項に規定する職業訓練に係る教科（以下この条において単に「教科」という。）に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後1年以上の実務の経験を有するもの
 (2) 教科に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後3年以上の実務の経験を有するもの
 (3) 教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後4年以上の実務の経験を有するもの
 (4) 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後5年以上の実務の経験を有するもの
 (5) 教科に関し、法第30条第1項に規定する職業訓練指導員試験の免除を受けることができ者
 (6) 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として規則で定める者

(高度職業訓練における職業訓練指導員の資格の基準)
 第11条 法第30条の2第1項の条例で定める者は、高度職業訓練（専門短期課程を除く。）に係る教科につき、法第28条第3項各号に掲げる者と同等以上の能力を有する者のうち、相当程度の知識又は技能を有する者として次の各号のいずれかに該当する者とする。
 (1) 博士若しくは修士の学位を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員若しくはこれらに準ずる者であつて、教育訓練に適切に指導することができる能力を有する者
 (2) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、教授、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員としての経歴を有する者
 (3) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
 (4) 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、3年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
 (5) 研究所、試験所等に5年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
 (6) 3年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であつて、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
 (7) 10年以上（長期課程の指導員の訓練を修了した者又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者）であつて、5年以上の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

附 則
 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第56号

東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例
 東日本大震災に対処するための熊本県警察の職員の特殊勤務手当の特例に関する条例（平成23年熊本県条例第57号）の一部を次のように改正する。
 第1条第1項第2号中「居住者等が避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこと」を「居住制限区域中「定住区域」に、「前号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に、「同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第6条第1項の規定に基づく警戒区域」を「帰還困難区域」に改め、「作業」の次に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の敷地内において行う作業

第1条第2項中「東日本大震災関連作業手当」を「前項の東日本大震災関連作業手当」に改め、同項第4号を「前項第3号」とし、同項第2号中「前項第1号」を「前項第2号」に改め、同項第6号とし、同項第1号中「前項第1号」を「前項第2号」に改め、同項第5号とし、同項第1号の作業のうち前号及び第4号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会が定めるものに限る。）内において行うもの 40,000円

(1) 前項第1号の作業のうち前2号及び次号に掲げるもの以外のもの 13,300円

(2) 前項第1号の作業のうち前号及び第4号に掲げるもの以外のものであって、故障した設備等を現場において確認するもの（人事委員会が定めるものに限る。） 20,000円

(3) 前項第1号の作業のうち前2号及び次号に掲げるもの以外のもの 13,300円

(4) 前項第1号の作業のうち人事委員会が定める施設内において行うもの 3,300円

第1条第3項中「場合において」の次に「、当該2以上の作業に係る手当の額が同額の場合にあっては、当該手当」を加え、「異なるときは、当該手当」を「異なるときは、その手当のいずれか一の手当」に改め、「高いもの」の次に「（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）」を加え、同条第4項中「第2項第1号又は第3号」を「第2項第5号又は第7号」に改める。

附則第1項を附則第1条とし、同条に見出しとして「（施行期日等）」を付する。
 附則第2項を附則第2条とし、同条に見出しとして「（手当の内払）」を付し、附則に次1条を加える。

第3条東日本大震災に対処するため、警察職員が次に掲げる作業に従事したときは、当分の間、特殊勤務手当として東日本大震災関連作業手当を支給する。

(1) 本部長指示による原力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される警戒区域に設定されたこととされた区域において行うもの（第1条第1項各号に掲げるものを除く。）

(2) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行うもの（第1条第1項各号及び前号に掲げるものを並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

2 前項の東日本大震災関連作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円
- (2) 前項第1号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円
- (3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円
- (4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円

3 警察職員が同一の日以前各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合又は第1条第2項各号の作業のうち1以上の作業に従事し、かつ、前項各号の作業のうち1以上の作業に従事した場合において、これらの作業に係る手当の額が同額の場合にあっては、その手当の額が最も高いもの（その額が同額の場合にあっては、その手当のいずれか一の手当）以外の手当は、支給しない。

4 前項の規定の適用がある場合において、第1条第1項の規定により東日本大震災関連作業手当を支給するに当たっては、同項中「前2項」とあるのは、「第1条第2項及び附則第3条第3項」とする。

5 第1条第4項の規定は、第1項の規定により東日本大震災関連作業手当を支給する場合について準用する。この場合において、第1条第4項中「第2項第5号又は第7号」とあるのは「附則第3条第2項及び第3項」とする。

附 則
 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条第1項第1号の改正規定（「第20条第3項」を「第20条第2項」に改める部分に限る。）は、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

熊本県暴力団排除条例の一部を改正する条例
熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。
第3条中「第32条の2第1項」を「第32条の3第1項」に改める。
附 則
この条例は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第53号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

規 則

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成24年10月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第42号

熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則
熊本県特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年熊本県規則第48号）の一部を次のように改正する。
第2条第2項中「第2条第2項第3号」を「第2条第2項第2号」に改め、「作成されているときは、」の次に「当該書面に」を加え、「訳文」を「翻訳文」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。